

渋谷地区駐車場地域ルールに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号。以下「都条例」という。）に基づき策定した渋谷地区駐車場地域ルール（平成23年渋谷区告示第84号。以下「地域ルール」という。）に関し、駐車施設の整備、路上駐車の排除、路外駐車場への誘導等、その運用について必要な事項を定め、もって駐車施設を適切に確保し、利用者の利便性の向上及び交通環境の改善に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地区特性に応じた駐車対策について、施設単体ではなく、渋谷駐車場整備地区全体での総合的な取組を目指す。

2 地区の総合的な駐車対策の取組により、歩行者優先のまちづくり、環境と調和するまちづくりの実現を目指す。

(運営委員会)

第3条 区長は、都条例に基づく地域ルールの策定指針（平成15年11月28日 15都市建企第25号）に基づき区が設置した渋谷地区駐車場地域ルール策定協議会を、渋谷地区駐車場地域ルール運営委員会（以下「運営委員会」という。）に移行し、設置するものとする。

2 運営委員会は、渋谷地区駐車場地域ルール運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び地域ルールの運用に関し必要な事項（以下「運用基準」という。）を定め、区長の承認を受けなければならない。

3 運営委員会は、地域ルールが適用された日から、原則として1年ごとに、地域ルールの成果を区長及び都知事に報告するものとする。

4 運営委員会は、地域ルールの運用後、地域ルールによる実効性が認められない場合には、地域ルールの見直しを行い、区長に対して地域ルールの見直し案（以下「見直し案」という。）を提出することとする。

(運用団体)

第4条 区長は、地域が自らその地域の駐車課題に積極的に取り組むことにより渋谷地区にふさわしい交通環境の実現を図るため、地区の要望に基づき組織する団体と地域ルールの運用に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 前項に規定する団体は、協定及び運用基準に基づき地域ルールの運用に関する業務等を行う渋谷地区駐車対策協議会（以下「駐車対策協議会」という。）とする。

3 区長は、地域ルールの適正な運用を図るため、地域ルールの運用に関する審査等を行う組織として一つ又は複数の第三者機関を承認する。なお、承認する第三者機関は、地域ルールの運用に関する審査等について、専門的知識及び組織体制を有し、かつ、中立的な立場でこれらを行うことができる法人その他の団体とする。

4 区長は、駐車対策協議会に対し、地域ルールの適正な運用について、指導及び助言を行うことができる。

(運営委員会での検証及び地域ルールの見直し等)

第5条 第3条第3項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を内容とする。

- (1) 地域ルールの運用状況及び遵守状況
- (2) 地区全体に係る地域ルールの整備効果
- (3) その他必要な事項

2 区長は、第3条第4項の見直し案の提出を受けたときは、見直し案を尊重し、速やかに地域ルールを改正又は廃止することとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域ルールの運用について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。